

阿久根都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿 児 島 県

《目 次》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念.....	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	3
① 主要用途の配置の方針	3
② 土地利用の方針	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	5
① 交通施設の都市計画の決定の方針	5
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	8
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	9
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	9
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	9
② 市街地整備の目標	9
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	9
① 基本方針	9
② 主要な緑地の配置の方針	11
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	12
④ 主要な緑地の確保目標	12

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

阿久根都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の北薩地域、阿久根市の行政区域内に位置し、福岡県北九州市を起点とし鹿児島市を終点とする国道3号や福岡県大牟田市を起点とし阿久根市を終点とする国道389号、阿久根市を起点とし薩摩川内市東郷町を終点とする県道阿久根東郷線等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、気候は温暖で、東シナ海に広がる海岸線、阿久根大島、やすらぎをもたらす田園風景、四季の移ろいを伝える山々など美しい自然環境に包まれている。また、平安時代の前期、西暦901年から922年の頃には阿久根（^{あくね}英祢）の地名が日本の歴史に登場している。

昭和46年に阿久根市の木として指定されたボンタンは、阿久根のシンボルとして全国有数の生産量を誇っている。

区域内人口は減少傾向にあり、高齢化や核家族化、少子化も進行している。

まちづくり面では、南九州西回り自動車道や北薩横断道路などの広域交通体系の整備に対応した地域間を結ぶ公共交通の確保、空洞化が進む中心市街地の再生といった課題に直面している。

そこで、本区域における基本理念についても上記のような課題に対応した都市計画を進めるために、阿久根市総合計画を踏まえ、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

「自然と人が共生するまち」

この基本理念を実現するため、次の3つの基本方針に基づいてまちづくりを推進する。

■ 地球にやさしい循環型社会を形成する

地球環境を守るため、ごみの減量化や再資源化、自然保護、まちや河川などをきれいにする施策を推進する。

■ 快適な暮らしを支える生活基盤を形成する

公共施設の改善、生活に欠かせないものの安定供給、便利な住環境の整備、交通手段の確保など快適な市民生活を支える生活基盤を充実する施策を推進する。

■ 自然と調和した潤いのある環境を形成する

美しい自然環境や地域の特色ある景観と快適な生活基盤を両立させる施策を推進する。

2) 地域毎の市街地像

本区域においては、阿久根市の歴史的な成り立ちを踏まえ、中心市街地と各生活拠点を交通利便性の向上等により結びながらも、それぞれの地域がゆるやかな連携を保つ分散型の都市形態を目指すことを基本に、以下の市街地像を設定する。

① 中心部地域

阿久根駅から南に、国道3号に沿って延びる商業地域は、区域の中心的商業業務ゾーンとして、阿久根市役所周辺は業務機能、公共サービス機能等を提供する地域として機能の充実を図る。

また、商業業務ゾーンの南北には住宅ゾーンを位置付けるほか、海岸沿いを工業ゾーンに位置付け、これらをまとめて本区域における都市中心核を形成させる。

また、都市中心核の南西側の西目は番所丘公園や大川島海水浴場といった観光・レクリエーション拠点と位置付けるとともに、東側の山下、鶴川内は農業ゾーンや樹林地ゾーンとする。さらに、都市中心核の中央部を流れる高松川を水と緑の軸と位置づけて、緑に囲まれた潤いのある都市中心核の形成を目指すこととする。

国道3号は、現在は本区域における広域都市軸として機能しているが、将来的には南九州西回り自動車道等の高規格道路整備に絡めて、中心部地域の中央都市軸としての性格を持たせることとし、その役割にあった機能の充実を図る。

② 赤瀬川、折多地域

赤瀬川地域は、国道3号沿線に商業施設が立地し、その周辺には、住宅地が形成されている。また、折多地域は、阿久根北インターチェンジに近接する利便性を活かした施設立地を計画的に誘導し、阿久根ブランドの生産物を短時間で中央都市圏に運ぶための物流集荷、配送機能の整備を図る流通業務地の形成を図ると同時に、住環境施設との共存を図る。

③ 大川地域

大川地域は、肥薩おれんじ鉄道薩摩大川駅及び牛ノ浜駅の周辺に住居地が形成されている。また、牛ノ浜駅周辺の海岸沿いは、県の文化財指定を受けた名勝地であり、肥薩おれんじ鉄道や国道3号からの優れた景観を有している。このことから、これらの景観保全を図るとともに、観光PR、農林水産業の特産物販売などの情報発信基地として機能する観光・交流拠点の形成を図る。

④ 脇本地域

脇本地域は、市役所支所や商業施設、医療施設等が立地するなど都市機能を有しており本市において地域生活拠点到に位置付けられている。また、新田川周辺の田園地帯は、周辺の土地利用と調和が図られている。

国道 389 号沿線に商業施設及び流通施設が立地しており、阿久根北インターチェンジから長島方面への人や物の流れがあることから、商業地及び流通業務地としての特性をもち、その周辺に住宅地が立地するといった、良好な住環境等を有する地域生活拠点としての形成を図る。

さらに、黒之瀬戸及び寺島周辺の緑地は豊かな自然環境を保全するとともに、自然を活かした観光・レクリエーション拠点の形成を図る。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は、減少傾向にあり、今後もこのような傾向が続くことが予測されるため、住宅に関する需要の拡大はないものと予想される。

また、工業は製造品出荷額がやや増加傾向にあるが、商品販売額は減少傾向が予測されることから、産業に関する土地需要も今後拡大しないものと予想される。

なお、現在のところ、市街地北部に隣接した国道 3 号沿いにおいて、スプロール化が見られ、また、今後南九州西回り自動車道や北薩横断道路等の整備に伴い、この地域ではさらなる都市的土地利用への需要が高まることも予想される。

しかし、これらの土地需要や、住宅需要に対しては、都市計画制度の運用による市街地内未利用地の活用や、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法による土地利用規制との連携等により、市街地内に誘導することが十分可能であることから、無秩序な市街地拡大の可能性は低いと予想される。

また、市街地の外縁部の公園や田園環境については、自然と調和した潤いのある環境を形成していく観点から、その保全を図ることとしている。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

商業集積の高い阿久根駅南部から高松川周辺までを商業核として位置づけ、商業エリアを配置し、質的な拡充と活性化に向けての再生を図る。国道 3 号及び国道 389 号沿道は、沿道型の商業地として位置づけ、中心商業地との連携を図ることとする。

また、阿久根市庁舎周辺を業務ゾーンとして位置づけ、公共サービス機能の充実や隣接する中心商業地等との一体的な都市空間として整備する。

b 工業地

阿久根漁港と市街地南部の食肉加工場は、工業地として位置づける。水産加工業の進出を図り、施設周辺の整備及び環境に配慮した整備に努める。

c 流通業務地

赤瀬川、折多及び脇本地域に、流通業務地を配置し、阿久根産品の集荷、配送拠点の形成を図る。

d 住宅地

商業・業務地、工業地、流通業務地を除いた既成市街地を住宅地とし、良好な居住環境の維持・誘導と宅地供給を図る。住宅エリアのうち市営住宅については、既存ストックの適切な管理や計画的な維持修繕及び改善等を行うことにより、施設の長寿命化や多種多様なニーズに対応できる良質な住宅の供給を図る。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

阿久根駅から南に続く商業地は、阿久根の中心商業地にふさわしい機能の質的・量的充実を図りながら、求心力の復興と活性化を目指す。特に、交流機能と歩行者空間の整備がなされた阿久根駅周辺を中心として、活力とやさしさにあふれた中心拠点の確立に努める。

また、阿久根駅東西の結びつきを強め、市街地としての一体性を高めることとする。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

中心部地域の住居系用途地域については、地場産業と既存集落の共存を図るため、適切な用途地域への見直しを検討する。

用途地域無指定地域における、無秩序な農地転用の抑制や計画的な土地利用誘導のため、必要な土地利用規制等を行う。

c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域の市街地には、まとまった規模で残る緑地が少ないことから、社寺、境内地などに残る樹林地や樹木は保存樹の指定等により保全を図ることとする。また、市街地北東部の丸尾地区に残る斜面緑地は、緑地保全地区や風致地区、条例の制定等による保全の方向性を検討する。

d 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

e 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地の西側が海に面する本区域にとって、高潮や河川の増水等による水害から都市を守ることは、都市計画上の課題である。

したがって、市街地のほぼ中心部を貫流する高松川沿いは、適正な土地利用を図り、遊水機能の低下につながる無秩序な市街化を抑制する。

また、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

f 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

中心市街地は交通結節機能や高次都市機能の立地など利便の中心であるため、空き家・空き店舗などを活用し市街地空洞化の抑制を図ることとする。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の交通体系は、道路網、鉄道・バス交通網ともに、南北軸を主体に形成されている。道路網は、国道3号や国道389号などにより構成されており、広域ネットワークの中心となる南九州西回り自動車道や北薩横断道路も、現在整備中であり早期完成が待たれる。鉄道網は、肥薩おれんじ鉄道が南北へ連なっているが、九州新幹線との連携などによる利便性向上などが課題である。

以上のように、本区域を取り巻く高速交通体系は脆弱であり、鹿児島市や大都市圏への交通利便性に課題を抱えており、今後の地域の活性化と都市活動の拡大のためには、広域観光や地場産品の販路拡大といった他地域との交流を支援するような高速交通網の確保が課題と言える。

また、西側が東シナ海に接する地形条件や、風水害や地震などの自然災害の多さを考えれば、大規模災害に対応した輸送網の確立も必要である。

さらに、肥薩おれんじ鉄道やバス交通などの公共交通の活性化も、交通体系整備上の課題となっている。

このような状況をふまえて、本区域の交通体系整備の基本方針を以下のように設定する。

- 大都市圏等との広域的交流を促進するとともに、北薩地域内分担に資する、地域活性化を支援する道路交通網を構築する。
- 大規模な災害時における緊急物資の輸送に必要な道路ネットワークを構築する。
- 市内に点在する主要集落と都市拠点とのネットワーク化を図る。
- 鉄道や河川によって分断されている市街地内を有機的に結ぶ街路網の整備促進を図る。

- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した人に優しい歩行者空間の形成を図る。
- 高齢社会の進展や環境負荷の少ないまちづくりにおける移動手段として、公共交通の役割の再認識と活性化を図る。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、高規格幹線道路、地域高規格道路、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は、交通体系の整備の方針に基づいて広域交通に対処するとともに、都市内の交通を円滑に処理するため、既存道路の機能向上を含め、次の方針により道路を適切に配置する。

種 別	配置の方針
高規格幹線道路	<p>広域的な連携軸となる高規格幹線道路は広域的な交流・連携，産業の振興を担う広域連携軸として配置し整備促進を図る。</p> <p>■南北方向広域路線： 都市計画道路 1・4・1 号出水阿久根線（一部供用済） 都市計画道路 1・4・2 号阿久根薩摩川内線 （南九州西回り自動車道）</p>
地域高規格道路	<p>隣接都市との交流強化に資する地域高規格道路は，高規格幹線道路と同様に，交流・連携，産業の振興を担う広域連携軸として配置し整備を図る。</p> <p>■東西方向広域路線： 北薩横断道路（阿久根高尾野道路） 島原天草長島連絡道路（候補路線）</p>
主要幹線道路	<p>広域道路交通を処理し，都市の骨格となる道路を主要幹線道路として配置する。既に概成整備が完了しているため，整備完了箇所の機能向上や適切な維持管理を行う。</p>
都市幹線道路	<p>中心部地域と他の地域の連携強化，国道 3 号を補完するとともに，肥薩おれんじ鉄道線より東側市街地地域の円滑な交通処理を行う道路として以下の道路を配置し整備を図る。</p> <p>■南北方向路線： 県道脇本赤瀬川線 市道（仮称）市街地外環状線</p>

c 主要な施設の整備目標

今後，概ね 10 年以内に整備を予定する施設は以下の通りである。

種 別	配置の方針
道 路	<p>高規格幹線道路の整備： 都市計画道路 1・4・1 号出水阿久根線 都市計画道路 1・4・2 号阿久根薩摩川内線 （南九州西回り自動車道（暫定 2 車線））</p> <p>地域高規格道路の整備： 北薩横断道路（阿久根高尾野道路）</p> <p>都市幹線道路の整備： 県道脇本赤瀬川線</p>

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

衛生的で快適な生活環境を形成するとともに、河川や東シナ海等の水環境を保全するため、合併処理浄化槽による生活排水処理対策に努める。また、大雨時等における浸水被害の軽減を図るため、雨水処理対策に努める。

一方、都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく被害軽減対策を複合的に行う総合的な治水対策を図る。また、良好な都市環境と都市景観形成のため、まちづくりと連携した安全で快適な潤いのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

区域の全域で、「阿久根市生活排水処理基本計画」に基づいて合併処理浄化槽による生活排水処理が可能となるよう努める。都市下水路については、幹線部分の整備は進んでいるが、住宅地を流れる支線部分についても整備を図る。

2) 河川

治水対策が必要となる河川について、被害軽減策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

本区域全域において、合併処理浄化槽の設置及び単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えを促進する。都市下水路については、下水道整備計画との整合を図りながら、整備を進める。

イ 河川

本区域には、高松川、大橋川及び折口川等の二級河川があり、都市の特性に応じた総合的な治水対策や、豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

今後、概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は次の通りとする。

都市施設	名称等
都市下水路	波留中央都市下水路

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

健康で文化的な都市活動と都市機能の向上，良好な生活環境の確保を図るため，長期的な展望に立ち，人口の動向や市街化の状況に対応して，必要となるごみ焼却場等の施設について整備を図っていくものとする。

また，住民協力によるごみの分別収集の徹底やリサイクル運動，ごみの減量化など官民一体となった環境対策を進める。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ焼却場

北薩広域行政事務組合で運営する環境センターの老朽化に伴い，出水市に整備中の代替施設完成後は当該施設において焼却し，環境の保全を図る。

イ 火葬場

中心部地域の佛石の里について，適切な維持管理を行う。

ウ と畜場

中心部地域の阿久根食肉流通センターは，海外輸出認定施設として，防疫体制強化，受精卵研究所設置，加工場建設計画があり，周辺環境に配慮した施設整備を進める。

c 主要な施設の整備目標

現在のところ，概ね10年以内に整備を予定する事業は特にないが，必要に応じて施設整備を検討する。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

中心市街地は，交通結節機能や高次都市機能の立地など，利便の中心である。そのため，空き家・空き店舗などの活用による市街地空洞化の抑制を図るための調査，検討を行うこととする。

② 市街地整備の目標

現在のところ，概ね10年以内に整備を予定する事業は特にないが，必要に応じて検討を行うこととする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

a 自然的環境の特徴と現状，整備又は保全の必要性

本区域の公園は，その分布に地域的な偏りがある。また，本区域のように分散

型の都市構造を持つ都市の場合，市街地から離れた主要集落での身近な公園不足という課題もある。一方，本区域の南部には豊かな森林が広がっており，また，北部の海岸沿いにはマツなどの樹林地も続いている。

こうした緑豊かな本区域の地域特性をふまえ，自然生態系の骨格を形成する拠点緑地と軸となる緑地を整備するとともに，地域バランスのとれた緑地配置を行い，回遊性を持たせた緑のネットワークの形成を目指すこととする。

また，スポーツ，レクリエーション需要，災害時における避難場所の確保等に対処するため，各種機能に応じた公園・緑地の適切な整備に努め，ゆとりある住環境の形成を図る。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	東シナ海沿い	本区域の西側に広がる東シナ海に沿った地域は、県立自然公園や海岸保全区域等に指定されており、本区域の中でも特に良好な自然環境を持つ地域であることから、その保全と活用を図る。
	高松川，大川源流域	市南部の大川地域や山下地域の山林一帯は、高松川，大川等の源流の森として環境保全機能の高い緑地であることから、その保全を図る。
	市街地内の緑地	良好な寺社の緑等の保全を図る。また、丸尾地区に残る斜面緑地の保全を図る。
b レクリエーション系統の配置	区域全体	本区域の都市構造や、公園配置バランスを考慮して適切な公園配置を行い、総合的なレクリエーション機能の充実を図る。
	阿久根大島	自然環境の保全を原則としながら、レクリエーション緑地としての活用を図る。
	大川島海岸	大川島海岸は、海水浴場など自然に親しめる場として自然環境の保全を図る。
	脇本海岸	脇本海岸は、海水浴場やマリンスポーツといった自然に親しめる場として自然環境の保全を図る。
	高松川	自然環境の保全を原則としながら、レクリエーション緑地としての活用を図る。
	黒之瀬戸	自然環境を保全し、レクリエーション緑地としての活用を図る。
c 防災系統の配置	区域全体	鉄道と河川で、東西南北に分断されている市街地構造に配慮し、それぞれの地域ごとに避難地となるオープンスペースの確保を図る。
d 景観構成系統の配置	脇本海岸	折口から脇本の海岸緑地は、松林の復元を進め、海岸景観の創出に努める。
	牛之浜景勝地	大川海岸の背後に連なる緑地の保全を図り、海と一帯となった海岸景観の創出に努める。
	愛宕山	緑のランドマークとなる愛宕山の保全を図る。
	寺島	寺島宗則旧家が存する周辺は、海岸景観，緑地の保全に努める。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

住区基幹公園，都市基幹公園等の施設緑地は，各種制度を活用して整備を行う。

地域制緑地については，海岸付近の緑地を中心に指定されている自然公園区域や保安林区域の指定を継続することで，その保全と活用を図る。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等は以下のとおりとする。

種 別	名 称 等	規 模
公園等	番所丘公園	約 21.9ha

b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に地域地区指定を行う予定の地区はないが，必要に応じて緑地保全地区や風致地区等の指定を検討することとする。

阿久根都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



注1) 本方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。

注2) 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。